

法務局からのお知らせ

国籍事務の取扱い庁が変わります

埼玉県内の国籍事務(帰化申請、国籍取得及び国籍離脱の届出)については、これまでさいたま地方法務局戸籍課において取り扱ってきましたが、令和6年4月1日(月)から、さいたま地方法務局国籍課において取り扱うこととなります。

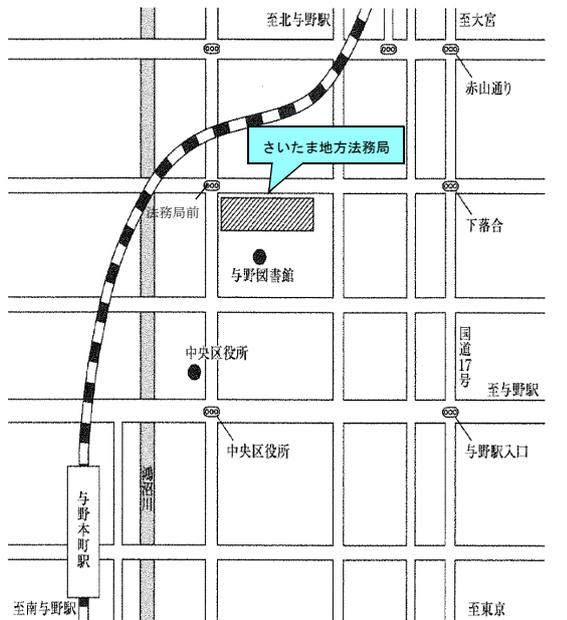
●取扱庁の変更に伴う手続き等はありません。

国籍事務の内容	国籍課	戸籍課	各支局
帰化申請	○	×	×
国籍取得の届出	○	×	×
国籍離脱の届出	○	×	×

●令和6年4月1日(月)以降の事務の取扱いは、次のとおりです。

●国籍相談は予約制となっておりますので、お越しになる際は、事前に電話によるご予約をお願いします。

さいたま地方法務局国籍課の案内図及び交通手段



【主な交通手段】

JR埼京線 与野本町駅東口下車徒歩8分

【目標】

さいたま市中央区役所、与野図書館

* 東京出入国在留管理局さいたま出張所と同じ建物です。

○ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

さいたま地方法務局国籍課 TEL.048-851-1000(代表)

住所 〒338-8513 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

さいたま第2法務総合庁舎